

平成 29 年 3 月 10 日
昭和女子大学

元本学大学院特命教授の論文に関する調査結果について

本学大学院特命教授が、本学在職中に発表した論文に盗用の疑いがあるとの指摘を受け、調査委員会を設置して調査を行いました。その結果、研究活動上の特定不正行為（盗用）が認められましたので、調査の経緯と結果を公表します。なお、該当特命教授は当該論文を取り下げ、本学を依願退職しているため氏名は公表いたしません。

1. 経緯

- ① 本学大学院特命教授（当時）が昭和女子大学に在職中の平成 27 年に発表した論文に、不適切な引用があると指摘を受け、予備調査委員会を設置して予備調査を実施した。
- ② 予備調査の結果を受け、外部有識者を含む調査委員会を設置して本調査を行った。
- ③ 本調査の結果に基づき、研究活動における特定不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。

2. 本調査

- ① 調査委員会の構成（学内 2 名・外部 3 名：合計 5 名）
委員長 小原奈津子（昭和女子大学副学長・大学院生活機構研究科教授）
委員 吉田 昌志（昭和女子大学大学院文学研究科教授）
外部委員 遠藤 藍子（昭和女子大学大学院文学研究科元教授）
外部委員 戸田 佐和（公益社団法人国際日本語普及協会専務理事）
外部委員 晝間 光雄（晝間法律事務所弁護士）
- ② 調査の期間
平成 28 年 8 月～9 月
- ③ 調査対象
対象研究者 本学大学院特命教授（平成 28 年 9 月末日依願退職）
対象研究活動 学会投稿論文（平成 27 年 3 月発行）
- ④ 調査方法
予備調査の内容と結果を確認し、対象者を含む関係者への聞き取り調査及び論文内容の比較を行い、事実関係を調査した。

3. 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

- ① 結論
本学の「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」で定義する研究活動上の不正行為である「盗用」が行われたと認定した。
- ② 判断理由
・調査対象論文は、元指導学生の許諾を得ることなく、元指導学生の未公開の修士論文の文章及びデータを引用し、執筆、公表したものであること。
・調査対象論文は、元指導学生の修士論文を参考文献に記載しているものの、論文の主要部分に関わる本文及びデータにおいて、当該修士論文の文章及びデータを典拠とする旨の引用の明示がなく、同教授自らの調査によるかのように記述していること。

4. 調査機関がこれまで行った措置の内容

- ① 特定不正行為（盗用）と認定された論文の作成過程において、直接因果関係が認められる経費の支出はなかったため、執行停止、返還等の措置は講じていない。
- ② 調査対象論文について、同教授の申し出により既に取り下げられていることを確認した。
- ③ 同教授は平成 28 年 9 月末で依願退職したため、学内規程に則り処分は退職者には適用しない。

5. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

① 発生要因

本件は、同教授個人の引用ルールや研究倫理に関する認識不足、及び学問研究の基盤である正確さや厳密さに関する認識の欠如により引き起こされた事態と考える。

本学は平成 27 年度に関連規程（「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」）を整備、平成 27 年 4 月 1 日に施行し学内ホームページ上や会議において全教員に周知しているが、対象者が論文を発表した当時は規程制定前であり不正防止の体制が十分に整備されていなかった。

② 再発防止策

本学では「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）を踏まえ、研究倫理の向上および不正行為の防止に資するために学内体制を構築してきた。平成 27 年度には学内研究者全員に研究倫理教材「科学の健全な発展のために」を配布して研究者全員の受講を前提とした研修会も毎年実施している。

今回の事案発生を受け、今後はより具体的な事例も取り入れた研修会を開催し、あらためて研究者倫理の向上及び不正行為防止について周知徹底していく。研修会欠席者にも、収録した映像を受講させることとして研究倫理教育責任者が受講者を統括管理責任者に報告することで全学の受講状況を把握する。

また、今後同様の事案が発生しないよう、本件を含めた具体事例を交えて研究倫理を考えるワークショップを開催し、全教員が共有できるよう報告書を学内公開するなど、全学的に規範意識の向上に向けた取組を推進していく。

今後、教職員及び学生に対してより一層充実した研究倫理教育を行い、不正行為の再発防止に努めて参ります。

以上